

青森県行財政改革推進委員会(平成25年度第1回)

議事概要

- 開催日時** 平成25年4月26日(金) 13時30分～15時40分
- 開催場所** 青森国際ホテル3階 孔雀の間
- 会議次第**
- 1 開会
 - 2 県側紹介
 - 3 あいさつ
 - 4 議事
 - (1) 青森県行財政改革実施計画に係る平成24年度取組実績等について
 - (2) 新たな行財政改革の基本的な考え方について
 - 5 閉会
- 出席委員** 石田委員、遠藤委員、樺委員、榊委員、辻委員、西岡委員、西澤委員、二本柳委員、宮下委員、山田委員(以上10名)
- 県側出席者** 小笠原行政改革・危機管理監、工藤総務部次長、石川総務部次長、仲財政課長、阿部人事課長、大澤行政経営推進室長 ほか

議事要旨

(1 開会)

司会(坂本行政経営推進室副参事)

ただいまから「平成25年度第1回青森県行財政改革推進委員会」を開会いたします。

本日は、委員10名全員のご出席をいただいております。なお、二本柳委員におかれましては、今回初めてのご出席となりますので、改めてご紹介させていただきます。AMLS協議会会長、二本柳玲子委員です。

二本柳委員

よろしく願いいたします。

(2 県側紹介)

司会

では、本日の県側出席者をご紹介いたします。

(大澤行政経営推進室長から県側出席者を紹介)

(3 あいさつ)

司会

議事に入ります前に、小笠原行政改革・危機管理監よりご挨拶申し上げます。

小笠原行政改革・危機管理監

委員の皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会では、現行の行財政改革大綱における平成24年度までの取組成果につきましてご報告を申し上げますとともに、次期行財政改革大綱策定に向けた基本的な考え方などについてご説明

申し上げ、委員の皆様からご意見等を賜りたいと考えております。県では、今年度で最終年を迎える現行財政改革大綱のもと、全庁一丸となって改革項目に積極的に取り組み、一般行政部門における定員適正化目標を1年前倒しで達成したほか、財政面では、実質的な県債残高を減少基調に向かわせるとともに、震災前には収支均衡予算を達成するなど、改革による成果は行財政全般にわたって着実に表れてきているものと考えております。また、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みを着実に進めてきましたが、こうした対応についても、これまでの改革努力の積み重ねがあったからこそと考えております。

一方、現状に目を向けますと、県財政は震災の影響などにより収支均衡予算の実現までには至っておらず、財政健全化は足踏みを余儀なくされております。また、地方交付税が削減されるなど国政の動向が極めて流動的であるなど、今後の行財政を取り巻く環境は不透明さを増しており、予断を許さない状況が続いています。

このような中、去る4月15日に開催した行財政改革推進本部会議において、これは庁内の会議でございますけれども、新たな行財政改革の基本的な考え方を決定しましたが、三村知事からは、最適な行財政運営体制の構築を目指し、県の業務全般について点検を行い、従来の仕組みややり方にとらわれず、創造的・挑戦的な発想を持って、これまで以上に主体的かつ積極的に改革を進めるよう指示がありました。

委員の皆様には、これまでの県の取組について不十分なのではないか、あるいは、もっと改善すべき点があるのではないかと、また、今後の方向性などについてさまざまなご意見、ご感想を持たれることがあろうかと思っておりますので、どうか忌憚のないご意見、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

司会

それでは、ここからの議事進行につきましては、遠藤委員長によるしくお願いいいたします。

(4 議事)

遠藤委員長

それでは、始めたいと思います。皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。各委員の皆様もお忙しいところ、ありがとうございます。

それでは早速、議題に従って進めてまいりたいと思います。本日の議題ですが、青森県行財政改革実施計画に係る平成24年度取組実績等について、新たな行財政改革の基本的な考え方について、この2件であります。本日は現行大綱における平成24年度までの取組実績と、それから、次期行財政改革大綱の基本方針について、この2つについて審議したいと考えております。

委員の皆様には、先日、事務局から既に資料が配付されております。議事の進め方ですけれども、順次、資料を県側から説明していただいた上で意見交換をすることとしたいと思います。まず(1)ですけれども、青森県行財政改革実施計画に係る平成24年度取組実績等についてであります。県から説明をお願いいたします。

大澤行政経営推進室長

それでは、青森県行財政改革実施計画に係る平成24年度取組実績について、その概要を資料1に基づき説明させていただきます。

<資料1 青森県行財政改革実施計画の概要(平成24年度取組実績)>

資料1でございますが、平成24年度末の進捗状況でございます。これまでの総取組数124項目でございますが、平成23年度までに25項目が完了又は終了しておりまして、24年度におきましては、99項目取り組んだところでございます。その進捗状況は、右のほうでございますが、計画を上回っているものが2件、順調であるとされるものが96件、おおむね順調であるとされるものが1件ということで、全体的には進捗は順調に推移していると考えているところでございます。

なお、**、** についての内容でございますが、資料の下段のほうにございます。「計画を上回っている」2件というのは、一般行政部門及び教育部門における定員適正化が、いずれも計画を上回っているということでございます。また、「おおむね順調である」とされた1件につきましては、交番・駐在所の統廃合でございまして、計画期間内に6施設統廃合するとしたもののうち、残る1施設がございましたが、これは治安対策等を考慮いたしまして、廃止時期を見直すことになったものでございます。

続いて2ページをお開きください。主な実施事項の取組実績の概要でございますが、時間の都合上、主なものをご紹介します。

まず1つ目の改革の柱であります「公共サービス改革」でございますが、この中からは、これまでの取組進捗に少し遅れがあったものでございますが、24年度で実施、取組完了したものといたしましては、1歳6カ月児・3歳児精神発達精密健康診査業務(新規分)につきまして、平成24年4月から全市町村に業務を移譲してございます。

また、社団法人青森県水産振興会につきましては、公社等点検評価委員会の提言を踏まえて指導を継続した結果、平成25年3月31日をもって解散してございます。

また、改革の柱の2つ目の「県庁改革」でございますが、先ほども少し触れました定員適正化について、知事部局の一般行政部門につきまして、30名の定員適正化を実施したほか、次の3ページ以降もございますが、教育部門及び警察部門におきまして、いずれも定員適正化を着実に実施したところでございます。

また、少し飛んでいただいて、行政資源の効果的な配分でございますが、平成25年度の「戦略キーワード」に基づきまして、行政資源の効果的な配分を実施しておりまして、25年度当初予算における「未来への挑戦推進事業」で申し上げますと、「戦略キーワード」に基づく事業が372事業、203億円余、それから、地域別計画推進のための事業といたしまして、59事業、5億円余でございます。

3つ目の柱、「財政構造改革」でございますが、平成25年度当初予算において財政健全化に向けた取組を推進したところ、25年度当初予算における基金取崩額は81億円ということで、24年度対比64億円上回ってはございますが、その内容と申しますと、国家公務員給与減額支給措置を踏まえた地方交付税削減の影響が70億円ございますので、これを除いた金額で約11億円ということで、24年度対比で6億円少なくなっております。

また、県債発行額につきましても、1,121億円ということで24年度を上回ってございますが、こちらの特殊事情といたしまして、分収造林事業関連の第三セクター等改革推進債の130億円を除くと991億円ということで、24年度対比71億円少なくなっております。

次のページ、4ページでございます。これらの行財革の取組によって得られた財政ベースでの効果額を表にしてございますが、25年度においては277億円の効果ということで、この5年間において1,000億円を超える効果が得られたところでございます。

また、25年度の取組といたしましては、今年度が大綱に基づく取組の最終年度にあることを踏まえまして、改革の総仕上げとして取組成果の確実な発現が図られるよう、計画事項の着実な実施に取り組んでいくこととしてございます。

以上でございます。

遠藤委員長

ありがとうございます。ただいま県庁の行革について、大きく3つに分けてご説明いただいたわけです。1つは公共サービス改革です。選択と集中、あるいは、業務移管ということについて触れられております。2つ目は県庁改革であります。そして、3つ目が財政構造、大きく3つの領域から行革について、24年度取組実績までわかりやすくお話ししていただいたと思います。それでは、ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問等お願いしたいと思います。なお、次期行財政改革大綱については、この後、県からの説明を受けた後に議論したいと思いますので、これまでの取組状況や成果などに対するご意見等を中心にお伺いしたいと思います。時間の関係もありまして、できるだけこれからのことについて、次の項目でお話ししますが、そこで十分ご議論していきたいと考えておりますので、このことに関しては、重要なことに絞ってご議論いただければ幸いです。

それでは、事前に事務局に提出していただいているご質問がありますので、それから入りたいと思います。権委員及び西澤委員から事前にご質問がありましたので、まず、権委員から改めてご発言をお願いいたします。なお、質問は一括して発言していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

権委員

基本的に、質問事項は資料2のほうで、今までの取組実績の細かい中身の話が中心になっていまして、その中でいくつかあるのですが、例えば、20ページに民間推進の委託というのがあるのですが、いろいろな事業で民間推進の委託をされているのですけれども、どちらかといいますと、サービスを例えばどこかに委託するという話を中心だと思えます。例えば、PFIとか民営化であるとか、もう少し民間の力をお借りしたような改革をされているのか、実績があるのか。もし仮にない場合には、それは庁内で検討されて、その結果できなかったという話だったのか、そこら辺のお話をまず最初にさせていただきました。

あとは、45ページですけれども、これは全国的に問題になっているお話だと思いますが、土地開発公社です。土地開発公社というのは、いわゆる公共事業に係る用地を取得して確保するというのが中心的な業務だと思うのですが、その土地開発公社が持っている土地が結果として使われなくなって、いわゆる不良資産化しているという例が、これは青森県だけに限らず全国的に非常に問題になっているところだと思います。おそらくは、バブルが弾けてもう20年ぐらいたつわけですから、この縮小のために努力をされていると思うのですが、その努力の結果というところをお尋ねしたのが2つ目です。金額でどれくらい圧縮されましたかという話です。

そして、あとの3つは大体同じような感じですが、95ページです。庁舎であるとか社会インフラの維持管理をどうやって進めていっていますかということで3つほど質問をさせていただいたのですが、95ページで施設のコスト管理で全庁的にチェックシステムを構築されているということですが、維持補修に係る費用というのをどの程度まで見積もっていらっしゃるのかということです。これからおそらくいろいろなところで問題になってくると思うのですが、施設はこれからどんどん老朽化をしていくわけで、老朽化していくと、維持補修に係る費用がこれからどんどん積み上がっていくことが予想されます。今、国のほうも、昔の道路公団とかでも、これから維持補修にどれだけお金がかかるだろうかということを試算し始めておまして、そういうところで青森県としてはどういう取組をされているのかということをお尋ねさせていただきました。費用をどのくらいまで見積もっていますかという話ですね。

あと、97ページのほうも同じような話ですけれども、アセットマネジメントシステムを導入されているということで、これはなかなか、私の個人的な感想としてはいいことなのではないかと思うのですが、例えば、これをほかに応用している分野はあるのかというお話です。これも質問させていただきました。

最後ですが、118ページです。これも関係する話ですけれども、新公会計制度という話でございまして、私は会計の専門家ではないのですが、国並びに地方自治体の会計制度というのは、いわゆる複式簿記ではなくて単式簿記で、歳入と歳出で帳尻を合わせてくるという形ですずっと行われてきたのですが、公会計制度を導入することが、おそらく総務省から指導があってされていくと思うのですけれども、ここで問題になってくるのは、実は、

95、97ページと質問したことと関連してくるのですが、公共施設の資産価値をどうやって算定しているかということが、実はこの新公会計制度にもものすごく大きく影響してきます。会計制度がわからない方に簡単に説明するのはなかなか難しいのですが、例えば、道路をつくりました、橋をつくりましたと。民間企業でありましたら、それは当然、設備が資産価値として市場を通じて反映されて、当然、減価償却されて、今、どれぐらいの価値がありますということがきちんと算定されているはずですが、公のものの資産価値を算定することがなかなか難しいのではないかと。私もいくつかのところで、市町村レベルですけれども、聞いた感じでは、「うーん、なかなかね」という話がありましたので、こういうところをどういう形でやられているのかということ。この公会計制度がきちんとできれば、実は95、97ページで聞いた維持とか補修の話、アセットマネジメントの話とリンクしていく話だと思うので、そうすると、きちんと財務諸表をつくったら、それは予算に反映されていくであろうと思われま

5つほど、結構多く質問させていただきました。以上です。

遠藤委員長

ありがとうございます。今、行政改革ということを考える場合に非常に重要なポイントをいくつか挙げていただいたと思いますが、大きく分けると3つぐらいになるかと思えます。1つは、民営化の問題です。これは非常に重要な問題です。もう一つは、土地、あるいは、施設の維持管理、コスト、こういった資本に係るマネジメントをどういうふうにやっていくか。最後、3つ目は、公会計制度に係ることですが、これをどう扱っていくか、導入するかどうか。そしてまた、公共の価値、非常に扱いにくい、しかし、行政サービスにおいては非常に重要なことですので、これを会計制度にどういうふうに組み込んでいくか、あるいは、私たちの公共マネジメントにどういうふうにしっかりと位置づけていくか、非常に重要な領域だと思えます。大きく分けると3つぐらいになるとかと思えますが、どういたしましょうか。一つ一つお話ししていただきますか、それとも、かいつまんでご返答していただいてもいいと思います。そして、後半、2番目のところでじっくりと今いただいた意見を踏まえて議論していくということも可能かと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

駒井財産管理課主幹

まず、PFIの推進についてでございます。県ではこれまで、PFIについての導入の実績はございませんが、導入可能性調査につきましては、平成14年度に八戸芸術パーク及び青森空港駐車場について調査をしております。しかし、平成15年11月策定の財政改革プランの主旨を踏まえ再検討した結果、八戸芸術パークについては、新規着工を見合わせております。また、青森空港駐車場については、整備手法の見直しを行いまして、国の補助事業において実施しております。また、平成24年度については、青森空港における公共施設運営権の導入可能性調査について実施しておりますが、現段階では空港法等により、公共施設運営権の導入ができない状況です。また、多額の除雪費等についての公的支援のあり方についても考慮する必要がありますので、今後、国などの動向を踏まえた上でさらに導入の可能性について検討することとしております。

大澤行政経営推進室長

私のほうから、公社等の関係でご説明したいと思います。

公社等につきましては、いわゆる純粋な独立民営化などはございませんが、最近の例としましては、先ほど実績のほうで申し上げた水産振興会、県の関与があった公社等について、公社みずから主体的に業務を行うということで、24年度末を持って解散し、25年度からは一般法人、新たな推進体制の中で業務を行うといった公社等がございます。

また、過去、前大綱期間中の取組でございますが、社会福祉事業団というものがあったのですが、こちらのほうも県立社会福祉施設の管理運営を委託しておいた法人でございますが、県の社会福祉施設自体が県で行う

必要がなくなった、民間における処遇サービスの向上が図られているということをもって、県の直営での運営をやめて、その事業団を独立民営化させた上で、当該社会福祉施設を移譲させたというような事例もございます。

実現可能性等についてでございますが、民間委託、全般となっているのですが、個々について、棚卸的にやってはございませんが、行財政の改革の都度、民間委託等が可能なものについて検証いたしまして、その時々状況に合わせ、例えば、既にその業務について職員が従事しているような場合であれば、その退職するタイミング、そういったさまざまな状況を考慮しながら、段階的に民間委託等を進めてきているというところでございます。民間委託につきましては、以上でございます。

櫻庭監理課長

私からは、2番目と4番目のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、2番目でございます。土地開発公社の不良資産の状況ということでございますが、本県の土地開発公社につきましては、まず、不良資産ということで位置づけているような土地は現在保有していない状況でございます。

ちなみに、現在持っております土地の内容をご説明させていただきますと、大きく分けて2つの区分になるかと思えます。1つは、用地先行取得ということで、現在、国土交通省から委託を受けまして土地開発公社が土地の先行取得をしている土地がございます。これにつきましては、ちなみに、平成20年度、約6億円ほどの簿価の土地がございましたが、これについては、その後、既に国のほうに売却しております。平成24年度現在においては、2億ほどの土地を持っておりますが、これも2年ほどで売却を終了する予定になってございます。

もう一つは青森市にございます中核工業団地の、いわゆる企業立地向けの用地を所有しております。これは当時の地域振興整備公団と企業立地を推進しています県の所属との共同事業によりまして土地を開発し、土地開発公社が代行して土地を取得管理しているものでございます。これにつきましては、平成20年度当時、約33億円ほどでございましたが、24年度は31億円ということで、2億円ほどの売却が進んでいるような状況となっております。

続きまして、アセットマネジメントのお話ございました。港湾のアセットマネジメントにつきましては、ご存じかと思いますが、本県の持っている土木施設の老朽化が進行しておりますので、近い将来に更新時期を迎えます。その対策ということで対応しているところでございまして、従来の対症療法的な事後保全型から、病気が発生する前に早く予防しようという予防保全型に転換するというところで、個々の施設の状況を点検し、老朽度を把握した上で将来の効率的な維持修繕を進めていくという趣旨でございます。同様の趣旨のものがあるかということにつきましては、当部としましては、そのほかに橋梁に関するアセットマネジメント、平成17年に開発し、18年から順次対応してございます。そのほかにも、河川管理に関する水門・樋門等、修繕費に大幅な金額なかかるものについても、同様な趣旨で対策を進めておりますし、またさらに、下水道施設、県営住宅についても、同様な考え方で更新、維持管理等を進めているところでございます。以上でございます。

駒井財産管理課主幹

3点目の県有施設の維持補修についてです。

まず、県有施設につきましては、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れまして、県有施設に係る取組の方向性としては、総量の縮小、効率的利用、長寿命化を取組の方策としております。かかる維持管理費でございますけれども、県有施設のうち、光熱水費等を入居者が負担している県営住宅や、病院事業等の企業会計に属する施設等を除きますと198施設ございまして、主な費用としまして、平成23年度で清掃業務等の維持管理業務委託費で約24億円、光熱水費で約23億円、改修工事に係る経費で約23億円、合わせて70億円が年額となっております。これに加えて、老朽化した施設の建替えや解体に要する経費として約13億円、計83億円となっております。

ます。なお、県有施設全体についての将来に係る費用の算出は行っておりません。

以上です。

仲財政課長

最後、公会計制度のお話がありましたので、財政課の仲からご説明いたします。

本県は、ご存じかと思いますが、総務省方式改定モデルというのを採用しまして、これは全国でも、都道府県で見れば一番採用数が多いのですが、こちらに基づきまして作成しているところでございます。公共施設の資産価値の評価でございますが、この基準に基づきまして、個々の資産の取得価格をもとに一定の減価償却を行って算出しているという現況でございます。

この財務諸表をどのように活用しているかということでございますが、財務諸表の中で数々の指標を表すものがございまして、ほかに、地方公共団体の財政状況を示す各種財政指標等がございます。そういったものと合わせまして、ここ10年ほどずっと行っている財政構造改革推進、あるいは、各年の予算編成に当たっての基礎資料ということで、例えば、投資水準のバランスを考えたりとか、あるいは、負債でみれば県債残高の状況といったものを踏まえながら活用して考えているというような状況でございます。

簡単ですが、以上です。

速藤委員長

ありがとうございます。一通り権委員のご質問に対して県の側からご回答いただいたわけですが、よろしいですか。ありがとうございます。

次に、西澤委員のほうからご発言をお願いいたします。

西澤委員

まず第1に、県のほうでは人件費の削減ということで、少数精鋭主義ということをやっている、職員の人員を削減する、適正な人員にするのだということを申し上げているようでございます。県のおっしゃる適正な人員というのは、何を基準に申し上げているのかということです。総務省等から発表している指数によりますと、例えば、100人当たりの公務員の人数とか、そういうのが一つの基準指標としてあるのですが、私が調べた限りの数字を申し上げましたら、私の調べた数字が若干古いのか知りませんが、県のほうから、親切に24年4月の人口10万人当たりの職員数の資料を送っていただきました。大変ありがとうございます。それによっても、青森県の場合は、人口10万人当たりでいきますと285人ということでございまして、当然ながら、ちょっと言葉は悪いですが、田舎のほう、いわゆる人口密度の低い都道府県になりますと、公務員の数も多くなるのは当然のことだと思います。そういうことから考えてみましても、285人というのは、県のほうからいただいた資料によっても、決してそんなに突出して青森県は公務員の数が多いのではないという気がしております。前回も申しましたように、人件費の削減で職員を削減する、これは非常によろしいことです。ただ、それに伴って県民の行政サービスを損なうようでは困りますということで前回申し上げた次第でございます。

警察官につきましても削減しますということで、精力的に努力なさっているようでございます。青森県の事件等の発生事例を見ましても、事件そのものが都会化しております。非常に凶悪化している。都会に負けないぐらいの殺人とか凶悪な犯罪が起きています。そういうことから考えますと、私、あちこち県内を見て回っても、警察官の縮小とともに交番・駐在所も縮小、統合ということで数が減る。しかも、昔、我々が小さい頃であれば、交番には誰かおまわりさんがいました。ところが、今、交番があっても不在の駐在所、交番が非常に多い。そういうことからいきますと、犯罪に対する抑止力としての交番のあり方として、それでいいのだろうか。人件費削減ということからおまわりさんも、職員の皆さんも減らす。経費の削減という観点から捉えていいのだろうかという疑問がわいておりま

す。

2つ目の質問は、いわゆる職員の皆様のお給料の問題です。ラスパイレスという、国家公務員を100にした場合の地方公務員の給与水準を表す指数があるわけですが、そのラスパイレスによりますと、青森県の職員の皆様の指数は107ということでございまして、これにつきましては、国家公務員の給与が突然ガタンと下がったということで、地方公務員の引き下げがそれに追いついていないという現状があるのかと思います。その辺につきまして、将来的には青森県の職員の給与水準をどの程度まで持っていく計画なのか、これは今後の話になるわけですが、107.7というのは、高い順から見ますと24番目という位置にあるわけです。それを考えれば決して高いわけではないと言われるかもしれませんが、107というのは、国家公務員から7.7多いわけでございますので、決して安いわけでもないということでございます。その辺、県の今後のお考えをお聞きしたいということでございます。

3つ目につきましては、職員の削減ということにも当然つながってくるのですが、教職員も削減しますということをごはうたっております。メンタルヘルスの観点からいきますと、この10年間で精神疾患に伴う休職・退職の数が、全国的なものです。10年間で2倍に拡大しているということです。教職員は特にそうなのだそうです。これは教職員に限らず、人員削減すれば県職員の皆さんも1人当たりの負担、負荷が非常に高まってくると思います。そういうことから、皆様も精神衛生には非常にお気をつけていただきたいと思うのが我々県民ですけれども、特に教職員の場合は、いろいろな意味でストレスがかかる。そういうことから、県の資料にもありますけれども、メンタルヘルスの面に対策を講じるという話なのですが、教職員に関しまして、具体的にどのような対策を講じているのかということは見当たりませんでしたので、質問書に記載させていただきました。

以上です。

遠藤委員長

ありがとうございます。行革に限らず一般的な民間経営のマネジメントにおいても、人材、あるいは、人件費、非常に重要な領域だと思えます。そのことのご指摘だと思います。それでは、県の方からのご回答をお願いいたします。

阿部人事課長

まず、何を基準に人員を適正化して、サービスには影響がないのかというご質問についてでございます。

先ほど委員からもご指摘がありましたように、県の置かれている状況、田舎ですとかさまざま状況があるわけでございますけれども、1つには、県の職員数に対するものとして、どの程度の行政ニーズがあるかということになるかと思いますが、その内容というのは、地理的特性でありますとか、県民自体の健康度がどうなのかとか、あるいは、少子高齢化の問題がどうなっているのかなど、さまざまな行政ニーズに応じて適正職員数というのは変わってくるだろうと思っております。我々としては、そういった行政ニーズそのものも刻々と変化している状況にあることを踏まえながら、定員適正化計画をつくるに当たっては、時点時点における職員数、行政ニーズの内容、そういったものを踏まえて、どれだけ少ない人員で、少ない人員というのは、自治法そのものに最小経費で最大効果を上げるといっても既に規定されておるものですから、そういったことを踏まえて、どれだけ少ない人員でということ、業務の見直しということをやりながら進めてきておるわけでございます。

一方、適正化計画の実施過程において、さまざまな業務見直しをしておりますが、できるだけ行政サービスの維持確保、それから、地域住民の利便性の配慮、そういったものについては、十分に考慮しながら進めてきているところでございます。

次に、2点目の県の給与水準の関係がございました。ラスパイレス指数の関係でございますけれども、まず、ラスパイレス指数につきましては、国を100とした場合に地方公共団体の給与水準がどの程度になっているかとい

うことで、先ほど委員からご紹介いただいたところでございますが、昨年4月の本県のラスパイルズ指数というのは、確かに委員ご指摘のとおり、107.7となっておりますわけですが、これも国家公務員のほうが昨年4月から来年3月までの間に時限特例的に給与カットしておりまして、うちも今、管理職の一部給与カットをやっておりますわけですが、国のほうが震災の関係等々もあって、かなり高い率でやっているということがございまして、今現在のラスパイルズ指数が107.7というふうな数字になったわけですが、仮にどちらも給与カットしていない場合には、本県のラスパイルズ指数というのは、昨年4月時点では99.5というふうになってございます。先ほど申しましたとおり、国のほうが臨時特例的にやっているという影響で、これは全国的にそうだけれども、各県それぞれ一時的にラスパイルズ指数の数字がゲンと上がっています。通常は100前後というところでございます。

それから、本年4月のラスパイルズ指数について申し上げますと、現在、総務省において地方公務員の給与実態調査というものをやってございまして、具体的な数値は今、お答えできる段階にはございませんけれども、国における状況に大きな変動がなければ、おおむね昨年4月と同程度の水準になるのではないかと想定しております。

以上でございます。

速藤委員長

あと、メンタルヘルスの点はいかがですか。お願いします。

金教育政策課長

県教育委員会では、精神衛生疾患の予防に向けた取組といたしまして、管理職向けの研修において、精神科医におけるメンタルヘルスについての講義を行うとともに、一般教員に対しましては、初任者5年、10年の教職経験研修などにおいて、メンタルヘルスに関する講座を設けるなど、教職員の心の健康に関する意識の啓発を行っております。

また一方で、公立学校共済組合という組織がございますが、そこにおきまして、精神科医における面接相談や心理カウンセラー等による電話相談のほか、本年度は全ての教職員に対しまして、メンタルヘルスに関する冊子を配付しております。また、これも本年度の取組でございますが、管理監督者が職員の不調への気づきと対応や、カウンセリングマインドの習得など実際のラインケア能力が身につけられるよう、精神科医等を講師とした研修会を新たに実施するなど、その充実に努めることとしております。

以上でございます。

速藤委員長

ありがとうございます。西澤委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のただいまの県からの説明も踏まえて、委員の皆様から再度ご確認したいことや、新たなご意見も含めてご発言があれば、どうぞお願いしたいと思います。時間はあと10分ぐらいでございますので、その間に発言したいことがございましたらば、どうぞ出していただきたいと思います。

もしなければ、第2部のほうに移って、その中でまた振り返ってご議論いただければと思います。よろしいですか。それでは、そうしたいと思います。

次の論点であります。青森県行財政改革実施計画に係る平成24年度取組実績等につきましては、定員適正化の取組、それから、財源不足の改善など、ただいまいろいろご議論いただきましたけれども、当初の計画に対して着実な進捗が見られているというふうに思います。国の動向など今後心配な面もありますが、これまでの取組については、全体として当初計画に対してはおおむね順調に進められているものと考えてよろしいのではないかと思います。

それでは続いて、本日のもう一つの議題、新たな行財政改革の基本的な考え方について、県から資料の説明をお願いいたします。

大澤行政経営推進室長

それでは、資料3に基づきまして、新たな行財政改革の基本的な考え方についてご説明申し上げます。

<資料3 新たな行財政改革の基本的な考え方について>

新たな行財政改革に係る大綱を策定するに当たっての基本方針となるものでございまして、まず、目的でございますが、県では、平成26年度から30年度までを期間とします新たな基本計画のもとで、県民とともに生活創造社会の実現をめざしていくこととしてございます。一方、現下の本県行財政環境を見てみますと、人口減少への対応などの行政課題も山積してございますし、また、財政面におきましても、社会保障関係経費の増大、あるいは、歳入面でも地方交付税の削減など、依然として厳しい状況にあります。また、先行きへの不透明さも増してございます。このような状況のもとで、基本計画に基づく諸施策を着実に推進していくために、安定した行財政基盤を確立するとともに、限られた行財政資源を効果的、戦略的に活用いたしまして、複雑化・高度化する行政需要に柔軟に対応するしなやかさと、困難な課題に立ち向かう力強さを兼ね備えた行財政運営体制を構築することが必要であると考えてございます。このため、26年度以降においても、県行財政改革大綱を改定することとしてございます。

この取組期間でございますが、先ほど申し上げた次期基本計画の期間に合わせまして、平成26年度から30年度までの5年間としてございます。

この新たな行財政改革によってめざす姿でございますが、3つ掲げております。1つ目、「柔軟かつ創造的な執行体制の確立」でございます。こちらは限られた経営資源で最大の効果を発現できる行財政運営を推進いたしまして、時代の変化や複雑化・高度化する行政課題に柔軟かつ創造的に対応できる執行体制を確立しようとするものです。

2つ目、「地域との連携・協働の推進」でございますが、市町村や民間、NPOなど、地域には多様な主体がございまして、これらの主体との連携・協働を推進いたしまして、新しい公共をともに作り出し、地域課題の解決に当たることによりまして、公共サービスの質的な向上を図ろうというものでございます。

3つ目、次世代に向け持続可能な財政基盤の確立でございますが、引き続き、財政規律を堅持し、収支均衡型の財政構造を構築するとともに、財政環境の激変であるとか不測の県政課題等、こういった変化にも柔軟に対応いたしまして、次世代に向けて持続的かつ安定的に公共サービスを提供することができる財政基盤を確立する。こういった3つの姿を目指したいと考えてございます。

今申し上げた改革の目的の達成及び3つのめざす姿の実現に向けまして、戦略的かつ着実に改革を進めるための取組の基軸として3つ掲げてございます。

1つ目、「業務戦略」ですが、これは限られた経営資源を効果的に活用するための業務マネジメントの改革を進めようというものでございまして、業務プロセスの点検・改善、行政課題に対する成果の検証を徹底するなど、政策目的達成のための適切な業務マネジメントを確立するということと、これらを通じまして、業務の重点化や事務処理の効率化等を図り、目的志向の業務運営体制を構築しよう、また、リスクマネジメント観点から、危機管理対策を強化しようというものでございます。

2つ目、「組織戦略」でございますが、県民サービス提供の実施主体でございます組織・人材に係るマネジメントの改革を推進しようとするものでございます。先ほどご説明しましたように、定員適正化によって県の組織が相当程度スリム化されてございますが、こういった組織機構のもとにあって、常に使命感と挑戦・創造する意識を持ちながら、時代の変化に柔軟かつ自律的に対応し、成果を上げることができる人材の育成を図る。また、その能力を最大限引き出し、政策目的に効果的に対応できる組織体制を構築しようとするものでございます。

3つ目、「協働戦略」でございますが、公共サービスの提供に当たっては、地域との連携・協働の推進を図っていかうというものでございまして、県行政への県民参加の推進などを通じまして、地域の多様な主体との適切な役割分担のもとに連携・協働を進めまして、地域力の向上と地域全体としての公共サービスの最適化を図ろうというものでございます。

最後、4つ目、「財政戦略」でございます。財政規律の堅持による持続可能な財政構造を構築しようとするものでございまして、収支均衡型の財政運営の実現に向けまして、歳出改革や財源確保の取組などは継続しますとともに、次世代の負担軽減にも配慮した財政の健全化に取り組む、また、限られた資源の効果的活用を図るため、施策の優先度を踏まえた取組の重点化や成果重視型の財政運営を徹底し、持続可能な財政構造を構築するものでございます。

なお、これら4つの戦略軸に沿いました具体的な取組方策につきましては、大綱及び実施計画の策定に向け、現在、庁内において検討しているところでございます。

最後に、推進方法でございます。去る2月に開催いたしました当委員会でもご説明申し上げましたように、庁内の行財政改革推進本部とこの委員会、この推進体制に加えまして、新たな取組といたしまして、さらに実効性のある取組をきめ細やかに進めるために各部局の推進体制を整備し、この改革をより着実に進めていくこととしてございます。

新たな行財政改革の基本的な考え方の説明は以上となりますが、本日は、あわせて県の基本計画の概要等についても説明させていただきたいと思っております。ただいま申し上げましたように、新たな行財政改革大綱は、県の基本計画に基づく諸施策を着実に推進するための最適な行財政運営体制を構築することなどを目的とした取組でございますので、本委員会の所管であります行財政改革についてご意見等をいただく上では、まず、基本計画の概要、行財政改革と基本計画との関係といったものを具体的にイメージしていただきたく、本日は、参考として基本計画に関する資料をお配りしてございます。

それでは、基本計画の概要につきまして、担当課から説明させていただきます。

小寺企画調整課主幹

それでは、私のほうから参考資料1及び参考資料2に基づきまして、現行の基本計画及び次期計画の方向性につきましてご説明いたします。

<参考資料1 青森県基本計画未来への挑戦(概要版)>

それではまず、参考資料1をごらんいただきたいと思っております。参考資料1はカラーの冊子となっております。タイトルは「あおもりの挑戦～そして、次のステージへ～」ということで、2013年プロモーション編が参考資料1となっております。

ページを開いていただきまして、2ページをごらんいただきたいのですが、先ほど、「青森県のビジョン～めざす姿」ということで、県民一人一人の生業(なりわい)が確立され、安んじて生きられる生活創造社会ということで、「生業(なりわい)」という言葉を使っているのですが、伝統的な意味もございまして、当計画の中では、県民一人一人の経済的基盤という意味合いで使わせていただいております。そういった生業(なりわい)に裏づけられた豊かな生活が成り立っている社会、それが生活創造社会ということで、こちらの絵のほうを見ていただきますと、そういう豊かな生活を支えるのは、やはり県民一人一人のチャレンジ精神にあふれた取組だということで、図解をさせていただきます。

そういった生活創造社会の実現に向けまして、2ページの下のほうになりますけれども、4分野で取組を展開しているということでございます。具体的には、安全・安心、健康分野として1つ、環境分野として1つ、産業・雇用分野として1つ、生活創造社会の礎といたしまして、教育、人づくり分野として1つという構成となっております。

あわせて、右側のほうの3ページですけれども、地域別計画の推進ということで、それぞれ県内6地域特長が

ございますので、地域の特長・個性を生かし、自立した地域づくりを進めるということで、地域別計画のほうも策定しております。

続きまして、ページをめくりまして4ページ目となりますが、生活創造社会に向けた取組ということで、これまで県が取り組んできた取組と、その成果について、以降ご紹介するページとなっております。ピックアップといたしまして、特に注目すべき動きを取り上げているほか、あと、先ほど申し上げた4分野につきまして、具体的な取組の内容、大きな動きなどをご紹介しております。

全部はご紹介できないのですが、6ページを見ていただきますと、攻めの農林水産業といたしましては、平成21年、農業産出額2,664億円から23年は2,804億円になっているなど、7ページの上のほうといたしましては、成長分野、ライフイノベーション戦略を展開している等々、この冊子の中でご紹介していることとなっております。

少し飛びますが、24ページをごらんいただきたいと思います。先ほどもご紹介がありましたけれども、当計画の期間は平成21年度から25年度ということで、今年が5年間の総仕上げという位置づけになります。基本計画に掲げるめざす姿、生活創造社会の実現ということで、限られた行政資源、効果的かつ効率的に活用していくということで、青森県では取組の重点化を図る手法といたしまして「戦略キーワード」という考え方を取り入れております。25年度の戦略キーワード、こちらの25ページにあります4つとなっております。こちらのほうに掲げたキーワードのもとに選択と集中を図って、さまざまな取組を実施しているという現状となっております。

参考資料1につきましては以上となりますけれども、こういった現在の青森県基本計画、25年度が最終年度となっておりますことから、次期計画策定に向けた準備を現在進めていることで、参考資料2をごらんいただきたいと思います。A4のペーパーになります。

<参考資料2 次期青森県基本計画の策定について>

現在の基本計画策定につきましても基本的な方向性について示した資料となります。1といたしまして、基本的な考え方について整理をさせていただいております。(1)といたしまして、次期計画に求められるもの。やはり人口減少、高齢社会という現状があるということ、東日本大震災での被災地である本県がさまざまな困難を乗り越えて、安心して元気に暮らせる社会をめざしていく、その道筋を県民に示すことが第1点。

続きまして、第2点といたしまして、さまざまな本県を取り巻く環境、今後の見通し、そして、青森県がめざす姿につきましても、県民と認識を共有するとともに、実効性のある計画であることが基本的な考え方であると考えております。(2)といたしまして、本県を取り巻く環境への対応ということで先ほど申し上げたところですが、具体的には、日本経済の成長力の低下、人口減少の進行、経済のグローバル化の進展、そういったことへの対応をしていく必要があるということ。

第3点といたしましては、本県の強み・可能性に着目をしていくということ。具体的には、ここに挙げられておりますような食料ですとか地理的特性、そういった本県の強み・可能性に着目していくといったことが基本的な考え方としてございます。

(4)として、次期計画のめざすところ。先ほど現計画につきましても、若干ご説明をいたしましたけれども、次期計画におきましても、2030年における生活創造社会の実現をめざすということで、基本的には、現計画の基本方針を継承するというような内容としたいと考えております。具体にはどういうことかといいますと、下の3つの丸がその内容となりますけれども、日本経済が低迷しているといった中でも、本県においては成長分野に果敢に挑戦していくといったところで雇用の創出・拡大に取り組んでいく。そこからさらに、その成果を生活面に広げていくことも重要ではないかということが第1点。

第2点といたしましては、地域における生業(なりわい)づくり、経済的基盤の確立を重要視しながら、生活面として健康づくり、子育て支援といったところへ波及させていくということで、地域単位で自立した経済的基盤の確立、さらに、暮らしやすさの最大値というところをめざしていくということ。

第3点目といたしましては、生産年齢人口が減少している状況にありますので、「人財」が非常に重要になって

くる。具体的には、女性、若者、高齢者、こういった意欲のある方々が活躍できる場の拡大というのをめざしていく必要があるということが基本的な考え方の4点というふうになっております。

次期基本計画の構成ですけれども、1つは、生活創造社会の実現という大きいテーマに向けまして、全県的に課題解決の取組を整理する全県計画、あとは、現行計画でもそうですけれども、地域の特性、個性を生かした地域計画ということで考えております。全県計画は、先ほど申し上げました4分野を引き続き継承するということで、その下にぶら下がります政策・施策体系につきましては、必要に応じて見直すこととしております。地域別計画につきましては、現在の6地域の県民局の圏域ごとに策定するというふうなことで、こちらのほうは、別紙1といたしまして、次期青森県基本計画の構成イメージということで、先ほど簡単にご説明した内容を図解した内容となっております。全県計画の中に地域別計画が含まれるような形で図解されておまして、ともに2030年においては、生活創造社会の実現をめざすという内容で整理をしております。

続きまして、参考資料2の本体に戻っていただきまして、(6)次期計画の期間、2ページ目のトップでございます。次期計画の期間ということで、現計画と同じ5年間、26年度から30年度までの5年間となっております。

次期計画の策定体制ですけれども、青森県総合計画審議会の中に分野、先ほど申し上げました4分野ごとに設置している部会がございますので、そちらが中心となって検討を進めていく形となります。あと、先ほど簡単にご説明いたしました地域別計画につきましては、各地域県民局に設置する検討委員会のほうで検討を進めてまいります。

現在の計画で進めております政策点検の中で、現計画の取組の成果、残された課題、今後の方向性を明らかにした上で次期計画につなげていくというふうなところでございます。

3点目といたしましては、1万人を対象といたしました県民意識調査、あるいは、企業などへのアンケート調査、あとは、計画を策定する折々におきまして、地域フォーラムの開催ですとかパブリックコメントを実施するということが県民の意見の把握に努めるというスケジュールとなっております。

庁内との連絡調整につきましては、各部局の主管課長等で構成いたします次期青森県基本計画策定連絡会議というものを設置いたしまして、その場で意見調整を図っていくという体制となっております。

こちらのほうにつきましては、別紙2ということで、別紙1の後ろに横長の資料をつけさせていただいております。今説明をした内容が図解されているということで、中央にあります青森県総合計画審議会の中の4つの部会、それに対応する形で庁内の連絡会議と議論しながらということで、一番左側、県民のところからは意識調査であるとかフォーラムといったところでのご意見をいただくという流れで進めさせていただくというような体制となっております。

もう一度参考資料2に戻りますけれども、次期計画推進体制、3番に移ります。現在の基本計画で実施しております政策点検、取組の重点化、事業構築というマネジメントシステムの運用を考えております。取組の重点化につきましては、先ほどプロモーション編のほうでも若干見ていただきましたけれども、政策・施策の一層の「選択と集中」という形を現計画ではキーワードということで図っているのですけれども、そちらのほうのブラッシュアップも行うということで考えております。

そのほか、4番といたしまして、次期計画の策定スケジュールとして月ごとで挙げておりますけれども、若干細かいので、折々に応じまして地域フォーラムの開催、パブリックコメントなどを通しまして、12月の県議会に提案、議決というスケジュールで進めていく予定となっております。

以上です。

遠藤委員長

ありがとうございます。ただいま県のほうから、大きく分けて2つの事柄についてお話をさせていただいたところです。1つは、私たちが今、検討する、新たな行財政改革の基本的な考え方であり、後半については、全体の基本計画、新しい県の計画、ビジョンについて丁寧な説明がありました。これらは、2つ合わせてワンセットになり、今後の県の非常に重要なビジョンづくり、そのことを達成するための組織のあり方、行政改革のあり方についての検討ということになるかと思えます。ここでは最初のほう、行政改革の基本的な考え方、皆さんのお手元に、先ほどご説明がございましたが、資料3で配付されております点について、ご審議していただきたいと思っております。前回、前段で過去の行財政改革の実績について触れておりますので、そのことも含めてご発言していただければ結構ですので、よろしくお願いたします。

事前のご意見、ご質問がありますので、まず西岡委員からご発言をお願いいたします。なお、質問は一括して発言していただくようお願いいたします。

西岡委員

2つ意見を述べさせていただきました。ただ、最初の方は、行財政改革の基本的な考え方についてと言えるかどうか、私自身が疑問に思っておりますが、26年度以降の基本計画の策定について、ぜひこれに取り組んでいただけたらありがたいなということで質問を1～2、出させていただきます。

それは、平均寿命が男女ともに全国最下位にある青森県として、食生活の改善、減塩への取組、健康増進、疾病予防など市町村とかその他いろいろな団体がありますので、その団体を巻き込んで積極的に取り組んでいくことが大切と考えますと書かせていただきました。今回の「未来への挑戦」というのを見まして、食生活の改善とかそういうものがあまりなかったのではないかと気になりまして、最下位であるということは、取り組めば上に上がるしかないと思えますので、ぜひ取り組んで、健康な青森県民、そして、体も心も健康で、メンタルヘルスにもまた健康な体と心があればいい影響が出てくるというふうに思いますので、これはお願いということで書かせていただいたところであります。

2番目は、26年度からの行財政改革の中で、職員数の適正化、早期退職制度の継続実施を進めていかれるのかどうか、これからの問題なので私にはわからないのですが、もしそうするのならば、多分これは25年からの問題なのだと思うのですが、65歳までの再任用について、どのように対処されるのか、青森県職員の皆さんもご検討されていると思うので、それを教えていただきながら、私どもも行財政改革の考え方の中で質問をさせていただきますと思っております。

遠藤委員長

ありがとうございます。それでは、県側からの回答をお願いいたします。

岡田健康福祉政策課長

最初の1点目について、委員からはお願いということでしたけれども、私どもの取組を簡単にご紹介したいと思えます。

恐れ入ります。「あおもりの挑戦」という冊子、ちょうど目に見える形で出ているものがありましたのでご紹介したいのですが、10ページ真ん中あたりでございます。保健・医療・福祉包括ケアシステムということで、今、私ども市町村ですとか地域の健康づくり、これと段階をおって圏域ごとの健康づくり、そして、県全体としての健康づくりを重層的に今までずっと取り組んでおりました。一つの取組がこれでございます、ピンクのところに出ている市町村レベルでいいますと、保健師さんの活動ですとか、医療機関のものでした福祉部門、市町村ということはずばり出ていないのですが、もちろん、保健師さんは市町村の保健師さんが入っておりますので、委員おっしゃると

おり、市町村を巻き込んだ取組というのはこんな形で、これが一例でございますが、こんな形でやってございました。

そこで、資料から外れますが、西岡委員がおっしゃる点はごもっともございまして、私どももそういう方向で、食生活の改善ですとか健康増進、疾病予防などを包括的に取り組んでいきたいということで努めてまいりましたが、残念ながら、力及ばず、現時点では全国最下位というところに甘んじているところでございまして、今後を見据えますと、私ども健康福祉部門で申し上げますと、今、我々なりに10年後のめざす姿というのを策定してございまして、全国との健康格差を縮小する。そして、子供から大人まで、全ての国民が希望と生きがいを持ち、健康で幸せに暮らす社会をつくるのだということを私どもの部門のテーマとして掲げてございますので、これから策定される次期計画の中でも、1つ、これが大きなテーマとして取り上げられるということを考えてございます。

取組の方向としては、1つは、ヘルスリテラシー、県民の皆さんが健康に対する理解を高め、そして、知識を共有し、同じ方向を持って取り組んでいくというのが1つ。それと、ライフステージに応じた生活習慣などの改善、委員からは健康増進とか食生活の改善、そういったことを含んで、いろいろな人の年齢偏差に応じた適切な処置をとっていくということが必要だということが2点目でございます。3点目としては、生活習慣病の発症予防と重症化の予防を徹底していくということでございます。そして、4点目としては、もう少し幅広に考えますと、県民の健康を支えるためには社会環境ももう少し改善していく必要がある。こういうことを一つの課題としてこれから取り組んでいきたいと思っておりますので、この行革の中でも私どもも少し勉強していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

遠藤委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

西岡委員

とてもよく考えられているのはわかったのですが、私が考えている以上に本当によく考えてくださってありがたいと思うのですが、目玉があればもっといいなと思います。減塩というものを徹底して打ち出していくということもとても大切なことではないか。秋田県でも、他の県とか市町村でも、減塩対策ということがすごく結果を残しているように思いますので、もしよろしければ、そちらのほうも力を入れていただければと思います。よろしく願います。

遠藤委員長

どうぞ。

阿部人事課長

早期退職制度を継続するかということ、それと、再任用の関係でお答えいたします。

まず1点目の早期退職制度を継続するかどうかということにつきましては、これまでの行革大綱の中で取り組んできたわけでございますけれども、定員適正化を強力に進めるという観点で従前の勧奨退職制度という、50歳以上から45歳程度まで下げて強力にやってきたわけでございます。そもそもの定員適正化の目的はあったわけですが、一方において、人事の刷新という効果もございまして、公務の仕事も大事なだけでなく、外でまた別の仕事もしたいという方が勧奨に応じてくれるということがございまして、人事の刷新ということで、公務に強い意欲を持った方に順次入れ替わってもらうという目的もございまして、今後そういった観点で、勧奨退職制度につきましては、引き続きやっていきたいと思っておりますし、早期退職制度に関しては、改めて検討していきたいと考えてございます。それが1点でございます。

それから、再任用の関係がございました。年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられて、官民間問わずに無年金の状態になるということですが、公務員につきましては、今年3月に国家公務員の取り扱いが閣議決定されまして、それを受けて、総務省のほうから地方公務員に係る取り扱いについても通知があったわけですが、その内容は、国家公務員と同様に、地方公務員についても、希望者全員のフルタイム再任用を原則とするのだと。フルタイムというのは我々と同じく目いっぱい時間でということが原則になるわけですが、一方において、一定の事情が認められるものについては、少し短い時間の勤務でも再任用するのだという2つのパターンでやるということが基本方針として示されているところでございます。

県としましては、この方針を踏まえまして、当然、他県の動向にも留意しなければいけないと思っております、来年度以降、今年度の退職者からどういうふうな扱いにするかということについて、具体的に検討を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

遠藤委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

西岡委員のご発言、非常に重要なところだと思います。健康の問題、それから、高齢者にかかわること、高齢化社会を迎えて非常に重要な領域だと思います。これをどういうふういきちんとやっていくか、非常に重要なポイントではないかと思えます。ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうからご発言をしていただきたいと思えます。これまで議論してきた取組状況、成果なども踏まえて改善すべき点がないかどうか、また、もっと力を入れて取り組むべき部分はないか等々、ご意見がございましたらば、よろしく願いいたします。残りあと30分ほどありますので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。はい、どうぞ。

石田委員

石田でございます。私のほうから1点だけ、これからの取組の中でお願いをしたいことを申し上げさせていただきます。ければと思っております。

参考資料でも示していただきましたけれども、これから県として進めていく基本計画の中には、産業・雇用施策というのが重点課題として載っているということですが、非常に重要な課題だと私は思っておりまして、それを進めていくに当たって、例えば、今、県が持っている制度とか、あるいは、いろいろな制度を活用するとき書類の提出とか、そういったことなどについて、もっともっと簡素化していく、あるいは、規制を緩和していくというか、そういった取組を一層進めていってほしいと思っております。

もう一步踏み込んでお話しすれば、国は今、特区制を設けていますけれども、県内で国の特区性を活用するのはどの程度あるのか私もよくわかりませんが、県として、県の段階でやれる特区制みたいなものがないのかどうか、そういったことについてもぜひ検討していただきながら、そういったものを社会にアピールしながらそれが実現できていく、そういったような工夫もしていただければ助かるなと思っております。

遠藤委員長

規制の緩和、それから、県の特性を踏まえて、これも規制の緩和ということによろしいですか。どういたしましょうか。ある程度皆さんのご発言を踏まえてやったほうがよろしいでしょうか。県のほうからのご発言が今の時点であったほうがよろしいですか。ほかに皆さんのほうからご意見はございますか。はい、どうぞ。

宮下委員

今、石田委員からお話があったことと関連するのですけれども、今回のご説明いただいた中にも書いておりますが、青森県経済の中で、青森県が実は一番経済規模が大きな、経済主体でもあります。県内の民間企業トップの売上高と比較すれば、おそらく県の支出規模というのはその2倍、3倍に当たるということですから、非常に経済に与えるインパクトが大きいというのが私の立場から最近、非常に強く感じているところです。そういった中で、産業政策といったものに関しては、ここにも書いてあるとおり、効率化、さらには、できるだけ効果的なあり方を考えていただく中で、先ほど委員がおっしゃった規制緩和に加え、今回の事業の中でもいくつか拝見しましたけれども、民間にどんどん委託していくといった形での産業振興といったものを図っていただきたいと思います。行財政改革となると、何かと絞るといったようなイメージがどうしても強いのですけれども、できれば産業振興的な、つまり、行財政改革の中で民間を育てていくといったような精神をより強くアピールするような施策をとっていただけるとありがたいという私からのお願いでございます。

遠藤委員長

ありがとうございます。産業振興、民間への委託等、民間を育てていくというご発言でした。これは産業政策ですが、ここで話しいただくのは行革ですので、それにかかわって、ビジョンをよりよいものにしていくためにどういう行革が必要かということですね。今の宮下委員のご発言も、それに関連したご発言だったのでありますが、それでは、県のほうからお願いいたします。

大澤行政経営推進室長

ひとまず、今までのご質問に対して総括的に回答させていただきたいと思います。

規制緩和、あるいは、民間の産業振興につながるような行革の取組といったことになろうかと思いますが、先ほど基本的な考え方の中の戦略軸をご説明したように、業務戦略として、業務マネジメントの改革を進めるといった中には、庁内における事務の簡素化ということにかかわらず、まさに県民サービスに直結するようなものにつきましても、事務処理の簡素化、あるいは、申請しやすいような体制といったことにも取り組んでいくことを想定してございます。また、協働戦略においても、地域との連携・協働といったものの中には、委託だけではなくて、連携をしながら多様な主体と一緒に地域力を向上させようと。そうしたことを通じて、地域全体の公共サービスの最適を図るということを狙いとしてございますので、委員からご指摘のあった基本計画にかかわる部分ではございますが、この行財政改革を進めるに当たってもそういったことを念頭に置きながら、行政サービスの質的な向上につながるもの、あるいは、県の政策の成果が最大化できるような取組を進めてまいりたいと考えてございます。

遠藤委員長

よろしいでしょうか。では、ほかにご発言をお願いいたします。どうぞ。

樺委員

先ほどの質問と若干かぶってしまうかもしれないのですけれども、行財政改革によりめざす姿の中で、地域との連携・協働の推進ということを掲げられておまして、これは非常に重要だなと。私は財政を研究している人間なので、おそらくこれからお金が足りなくなって、どうしても地域の方々のお力を借りていかないと行財政が回らないという考え方はあるのですが、それ以前に、地域と一緒に取り組むことで、もっとよりよい公共サービスの質的な向上というのが図られるのではないかということです。これはどこまでやるのかというのはこれから議論する話だと思いますが、先ほど若干質問の中でもあったように、もう少しこのところ、青森県は今までそれなりにやられてき

たと思うのですが、もっと踏み込んで、むしろ何か新しい事業を起こすなりするときには、県だけではなくて市町村、地域の住民、NPO、NGOとか、そこら辺と一体になって取組を進めていくという方向で、場合によっては、例えば民間企業から出資をしてもらおうとか、そういうこともあっていいのではないかと思います。

あと、これとおそらく関係してくるのかと思うのは、基本計画のほうにもあるのですが、青森県の最大の課題は雇用の創出、拡大の取組ということだろうと思います。もちろん雇用の創出・拡大にはいろいろなやり方があります。例えば、企業を誘致してくるとかもあるだろうとは思いますが、ただ、今、世界的に経済状況が厳しいのでなかなか難しいので、地域づくりを県と一緒に、もしくは市町村と一緒にやる中で出てくる雇用というものもあると思いますし、そういう中で、起業なども、地域のまちづくりと新たなビジネスをつくることをうまく連携させて取り組んでいただくと、もっともっと、ある意味、青森県の計画ですけれども、青森県民のそれぞれの方が主役になるような計画になるのではないかと、質問というよりは意見ですが、そう思いました。

遠藤委員長

ありがとうございます。これはもう少し深めてもいいテーマかと思しますので、委員の方々からもう少しご意見があれば出していただきたいと思っております。どうぞ。

山田委員

山田といいます。質問になるかどうかわかりませんが、私が日頃思っていること、あるいは、前回の第1回目と重複はするのですが、この冊子の中に産業・雇用の分野というのがあるのですが、その中で今、非常に気になっていることがございます。気になっているというか、現実、私たちは市場関係、第一次産業、青森県はナガイモ、ナガイモは北海道に抜かれたり追い越したりですが、リンゴ、ゴボウ、ニンニクが日本一ではあるのですが、その中で非常にゴボウがものすごく低迷している中で、誰も要らない、全く要らない。正直、廃棄というのが現状です。私たち市場が始まって34～35年になるのですが、初めての出来事です。廃棄です。

おとといでしたか、皆さんもご存じでしょうけれども、玉子焼きの日本一、「あじかん」さんというお名前を県の方々にご存じでしょうけれども、中国にも子会社がありまして、1,200名雇用。全国でもいろいろな事業所があって、そういうところの玉子焼きです。一言で玉子焼きなのですが、全国のチェーン店のお寿司の具材をやっておられるところ。その中で、おととい、うちのほうと商談とかさまざましたのですが、今、県ではトップセールスということで県内外に、また、海外のほうに行ってトップセールスをしてもらっていることは非常にありがたい。ありがたいのですが、やはりやるのは私ら民間企業なのです。その中で、ゴボウ日本一の生産量、年間1万2,000～3,000トン扱っている中で、ナガイモも年々減っています。昨年、ダイコン、ニンジン、キャベツが全くだめでした。1次産業が大変な時期に来ています。ただ高ければいいだろう、安ければ大変だというだけではなくて、私が一番気になっているのは、若い人たち、どこの業界でもそうでしょうけれども、後継者の不足、高齢化、そして、年々生産者が減っている。今日もこういうふうな話が出ました。ダイコン農家が今、破産宣告したと。ますます1次産業が厳しくなるであろう。いくらトップセールスをして、若い人たちを育てないと大変ではないかと思っております。

第1回目も話しましたが、3月2日、私たちは上十三の一地域、地元の県民局のお世話で後継者の会ということで交流会をやりました。そしてまた、7月には上十三の広い地域で交流会等々をやろうとしています。私たちは青森県の1次産業の日本一の品目を守るために、皆さんとともに頑張らないといけないわけですが、表向きだけ頑張ろう、大変だと言っても、具体的に何をやるかということになりますと、やっぱり人材育成といいですか、若い人たちを育てないといけない。その中で、私が一番気になっているのは、地元の県民局の人材といいですか、人といいですか、非常に少なくなっているのかなと思っています。前回と同じことを言いますが、普及指導室とか、あるいはまた、詳しくはないですが、生活改善のことが非常に少なくなっている。いくら一生懸命やりましようと言っても、指導者が少なくなると、私たちの企業だけでは持っていけない。県の方々と一緒に取り組んでいかないと

無理なのではないかなと思っていますので、質問とは違うとは思いますが、現実、大変な時期になっていますので、これが継続できるように、そして、私たちが今、子会社のほうでおよそ100名雇用ということでやっているのですが、いくら雇用の創出とか、あるいは、産業のとか言いますが、具体的にどういうふうにしようということを県の方々も一緒になって私たちとともにやってもらいたいと思っています。

遠藤委員長

ありがとうございました。非常に切実な現場のお声だというふうに思います。県のビジョンでも生業(なりわい)が確立するということをうたってありますし、雇用の創出、それから、生活基盤の確立は重要な点だというふうになっておりますので、そこをどういうふうに住民目線でやっていくかということですね。行政改革についてここでは考えるわけですが、そういった切実な声をどう反映させるようなサービスを、しっかりしたサービスを提供するための行財政改革をどう構築していくかということが私たち審議するものの課題でありますし、ここでの検討課題だというふうに思っております。

皆さんからどうぞ自由にご発言ください。

西澤委員

今の山田委員に関連したお話なのですが、最近、総理が日本の農業就農者人口を増やすのだという発言をされています。今、山田委員からもありましたように、農業の後継者育成も非常に大事なことであります。ただし、TPPが発動した折には、日本の従来のあり方のような農業ではとても太刀打ちできない。これは目に見えていることだと思います。それに対して、政府のほうで財政的にどのような支援をしていくかということにもなるのですが、それは根本的な解決にはならないと私は考えます。今の農業のあり方そのものを海外の農産物に対応しきれるような仕組みづくりをしていかないといけないと思っています。それには農業立県であると自負している青森県は、他県に先駆けてそのような農業の方策、仕組みづくりを農業の従事者とともに一緒になって考えて指導していく必要があると思います。ただ単に後継者を育てましょうとか、特産物の販売をトップセールスで売り出しましょうといったものの、これは限界があるし、さほど効果があるとは思えません。現在の父ちゃん、母ちゃん農業を打破するような新しい農業の仕組みづくりというのを、これは県と県民、農業従事者がともになってこれから考えて作り出していかないと、とてもではないですが、青森県の農業の未来は私はないと考えます。その辺、県のほうにもひとつご協力願えればと思います。

遠藤委員長

ありがとうございます。ほかのご意見をお願いしたいのですが、どうぞ、辻委員、よろしくお願いいたします。

辻委員

辻です。「生業(なりわい)に裏打ちされた豊かな生活」の「豊かな生活」の部分で、私が考えているキーワードは、「子供」「若者」「女性」です。今これから、新聞でも「子供・子育て会議」と話題になっていますけれども、3歳までの育児休暇を取れる会社とか企業、公務員がどれほど増えるかというのが、やはり少子化にもつながっていくので、今までの選択と集中を言い換えると、いろいろやってきた継続と新たな挑戦というふうに解釈できるのかなと思って、挑戦という意味で、3歳まで育児休暇が取れる企業を目指すとか、公務員が増えるとか、そんな数値的なものを盛り込んだ新しい新たな計画にぜひチャレンジしていきたいと思っています。3歳までなぜ大事かというと、やはり子供の発達心理学の上でも、愛着とか親子の関係というのは、若者、青年期に至るまですごく長くかかるものですので、その3歳をどう過ごすかというのを青森県の豊かな自然がありますので、生かした取組で、子供の分野とか女性の分野を考えていけばいいのではないかなと思っています。

余談ですが、弘前大学の女子学生とたまにお話しすることがありますけれども、やはり結婚後も働きたいという要望があります。働き方とか生活の暮らしぶりは随分変化していますので、5年後、10年後、30年後でもいいですけども、未来に通じるような行動を起こしていきたいと私は考えていますので、それに合った施策に取り組んでいければいいのかなと思っています。

遠藤委員長

ありがとうございます。それでは、榊委員、民間企業の立場からいかがでしょうか。皆さん自由にご発言して下さい。

榊委員

榊です。産業界を代表していますので、生業(なりわい)づくりというところが非常に気になっていまして、一部に偏向しているような気がしています。この程度で雇用がそんなに拡大するというのは、僕ら産業人から見ると非常にクエスチョンです。それと、キーワードの中に「選択と集中」とあるのですが、これは財政戦略の中の収支均衡型をめざすと、やはり選択と集中をしていかないといけないというキーファクターにつながっているのではないかと思うのですけれども、これは公共政策として正しいのかどうか。あまり収支均衡を維持するために、やらないといけないことを逆に集中させてしまう、選択してしまうという相反するようなことが起きないように、我々はこれから討議して方向づけをしていかないといけないと思いました。

遠藤委員長

選択と集中は、おそらく一般論としてはいいのだろうと思います。ただ、問題は、どこに集中するか、余分なところを切って、非常に重要なところに資源を投資していく、これは非常に重要なことだと思しますので、問題は中身ですよ。ありがとうございます。

では、ほかにどうでしょうか。今日新しくご参加された二本柳委員、いかがですか。これまでの議論の中で何かご発言ありますでしょうか。感想でも結構ですが。

二本柳委員

今回初めて参加させていただいたのですが、中身的にはすばらしい計画が盛りだくさんでありまして、今、この中では誰も発言していないのですが、環境がもったいないという感じです。私たちも環境問題に関しての取組をしていまして、そういうところをもう少し重点的に意見を述べられるように次回はしていきたいと思っていました。今回はいろいろな分野の取組を皆さんのすばらしい発言もいただいて、メモもとって、すごく勉強になりましたという感じですけれども、まだまだ勉強不足で意見という意見も述べられないままですが、この先、行政のほうの集まりがあったときには私の意見をぜひ述べたいと考えています。

遠藤委員長

ありがとうございます。環境の問題、非常に大事ですね。それでは、たくさん論点がございますので、この時間で全部ご議論できる時間がないのは非常に残念ですが、県のほうからご意見をお話ししていただく前に、1つ、地域県民局のことについて、皆さんのご意見をお伺いしておきたいと思えます。これはおそらく行政改革を考える上で一つ大事なポイントになると思えます。というのは、住民に近いところでいかに良質のサービスを提供できるかというのが非常に重要であります。行革の中の一つのお話、計画の中で6県民局が今あるわけですけども、地区別計画を作成することになっているわけですが、県としては現大綱における実施計画において、地域県民局の再編として、現在6地区ある県民局を3地区に集約することとして検討を進めているようであります。それが

ら、2月28日の前回委員会においても、各委員の皆さんから今後の県民局の必要性に関するご意見をいただいていたところでもありますので、基本計画の取組を進めていく上でも重要な役割を担うと考えられる県民局の今後のあり方などについて、委員の皆さんからのご意見もお伺いしたいと考えております。

西澤委員

県民局との連携と申しますか、このメンバーの中でNPO法人の出身というのはどうやら私らしいので、NPO法人を代表して申し上げるわけではないですが、先ほど宮下委員と榊委員からお話が出ました。地域との連携ということで、公共のサービスの受け皿になり得やすいのは、特定非営利活動法人の私どもNPOが受け皿としては受け入れやすい立場にあると思うんですね。一方、我々もご多分に漏れず、どの団体もそうです。青森県内に三百数十団体のNPOがあると聞いていますけれども、それらほとんどが財政難ということで苦しんでいます。NPOというのは会員の会費と寄附金で本来であれば賄っていければ一番好ましいのですが、実情は、日本全国のNPOのお話を聞いても、そういう状況では全くございません。そういうことから申しまして、当然、頼らざるを得ないのは自治体さんからの補助委託事業というのが一番の収入源になっております。そういうことから申しますと、私どもが一番接しやすいのは県庁の本庁さんよりも県民局ということになるわけです。したがって、県のほうでも人員の削減ということで、なかなか手が回らない部分も出てくると思います。先ほど申しましたように、公共サービスの受け皿というのは、各分野で今、NPOが出ています。そういうNPOを県民局を通じてひとつ利用していただければというのが、これは質問というよりもNPOを代表してのお願いみたいなものですが、我々NPOとしては県民局をそういうぐあいにして利用といいますが、相談の窓口となっていただきたいというのが一つの願いでございますので、ひとつよろしく願います。

遠藤委員長

はい。辻委員、どうですか。おそらくいろいろな関係があったかと思しますので、よろしく願います。

辻委員

私も一昨年までは子育て支援のNPOの代表でしたので、NPOの実情は本当にそのとおりです。ただ、分野によって本庁の担当課とやったほうがスムーズにいくという専門分野的なことになると、どうしてもそういうところがあるので、一概に県民局がどうかという話ではなくて、県民局は地域とどう連携して、地域の人々の顔がどれほどわかって施策に生かしていけるとか、地域活性化につなげていくかということが議論すべきところで、人と人の顔がよく見えて、みんなが健康になったり、生活が豊かになるということが合致していなければ、どちらにしても不具合は多くて、人と人というところがあると思います。なので、課が変わっても私たちはこういうことで悩んでいると、担当課の違う専門家を教えてくれたりということもやはりあります。ですので、横断的につながっていかないと物事は解決しないのではないかと私は考えています。

遠藤委員長

はい、ありがとうございます。組織構造をどういうふうにするかということがこの行革の中では非常に大事なもので、そこをどういうふうに捉えるか。今の辻委員の議論は、どちらにしても、人と人との関係、コミュニケーションとか、そういったことが非常に重要なポイントになってきて、そこがしっかりなされていないといけないということを前提に、では、どういうふうな機構、改革がいいのかということになってくると思います。基本的には、住民に近いところでしっかり住民サービスをやっていただく、これが非常に大事だと思います。ありがとうございます。

この点に関して、ほかにご意見はありますか。どうぞ。

樺委員

多分、県民局の役割を考えると重要になってくるのは、市町村との連携の話だと思います。例えば、私は八戸に住んでいまして、三八地域県民局にお世話になったことがあるのですが、例えば、八戸市と三八地域県民局ですと、結構業務が重複している部分とかあります。それは当然、八戸市は特例市ですから、かなりの部分、自立して業務を行うことができます。ただ、ほかの三戸郡の町村であるとか、そういうところでは、行政の体制がまだまだ不十分なところがあって、県と市町村の関係というのは、立場上はおそらく対等な立場ではあるのかと思いますけれども、もしそういう形で県民局をさらに集約するということであるならば、県として特に、八戸市のような特例市のようなところではなくて、小規模な町村に対するいわゆるバックアップ体制といいますが、特に専門的なところ、なるべくもしそういうふう集約していく、これはおそらく道州制の話とかにもつながってくる話なのかもしれないですが、集約するのであれば、一番近い自治体のところにワンストップでかなりの部分が業務としてできるような体制がおそらく構築されてこないと、県民の方は困ると思うので、私は集約するのがいいとか悪いとかということよりも、まずは市町村との関係をきちんと議論した上で、そこを進めていただければと考えています。

遠藤委員長

協働の問題ですね。自治体間の協働、住民協働は大事な観点であり、いずれにしても、住民の方々への行政サービス、量的、質的に充実させることが非常に重要であります。組織論的にはおそらく、エンパワーメントという言葉がありますけれども、サービスを実際にやっていただく方々がやりがいを持って、権限を持ってサービスができるということが非常に大事だと思います。民間のすぐれた企業、経営実践をかいま見ましても、そういったことが言えるかと思います。行政改革においても、おそらく同じ面が相当あるだろうと思っておりますので、住民へのサービス充実ということを前提に組織のあり方、業務の戦略、まさに戦略ですね。戦略をどのように再構築していくか、組織戦略、業務戦略、協働戦略をバックアップする財政戦略をどういうふう立てていくのか。まさにそういうことが非常に重要なポイントだと思います。

それでは、ここまでのところ、多岐にわたっているいろいろ出てきていると思うのですが、県の意見を聞いておきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大澤行政経営推進室長

それでは、私のほうから、個別の質問に答えるというよりは、少し集約させていただいて、トータルでまず説明させていただいた上で、県民局のお話とか、具体的なところに県のほうから説明させていただきたいと思います。

いくつかご質問がありました。まず、雇用とか産業振興等の観点からも、県と民間、あるいは、市町村、NPO等との連携、協働を進めることなどを通じて取り組むべきではないかというお話につきましては、基本的な考え方の協働戦略のほうでも申し上げましたけれども、県のみで公共サービスを提供するという時代ではございません。県、市町村並びに民間、NPO等、さまざまな資源を有してございますので、そういった資源を集結して地域力の向上、さまざま雇用の問題であるとか産業振興といったことにもつないでいければいいのかなと考えてございます。

さまざまなサービスを提供するに当たっても、職員がしっかりしなければ、さまざまな県民ニーズにしっかり応えていけないということがございます。その点については、組織戦略の中で人材育成といったことに意を用いて、これまでも人材育成には取り組んできておりますけれども、一層、この点について留意していきたいと考えてございますし、職員一人一人、個人の力には限界がございます。そういったものを組織としてまとめて県庁力といったものを発揮させていくためには、政策目的に適切に対応できるような組織体制といったものを構築する必要があるかと思っております。そういった意味では、県民局のあり方についても、まさに県庁だけではなくて、地域における地域づくり、産業振興、さまざまな政策のほうに対応していくためには県民局の果たす役割は非常に大きなものが

あるかというふうには考えてございます。

あと、市町村との連携の話もございました。こちらも繰り返しにはなりますけれども、県と市町村、持っている権限的な違いもございますが、例えば、市町村が行うことがより住民サービスにつながるようなものについては、県から市町村等の理解を得た上で、権限を移譲するとともに必要な人的・財政的な支援といったことを講じながら、市町村においてもしっかり行政サービスができるよう、そういった取組も必要かと思えます。

私のほうからは以上で、個別については、各担当課のほうからご説明させていただきます。

阿部人事課長

人事課でございます。まず私のほうから、県民局の関係を申し上げさせていただきます。

県民局に関しましては、現行の行財革大綱では県内3地区に再編するとしていただいておりますが、そもそも県民局の再編の話というのは、平成16年の前の大綱時点において、まだ県民局がつくられていない、各県税事務所とか福祉事務所でございますとか、独立して県内6地区にあったときの議論からスタートしてございまして、その後、平成19年に県民局という形で市町村との連携でございますとか、あるいは、県民に対する総合的なサービスを提供していくという体制づくりの観点で県民局というものがつくられているところでございます。

今の行財革大綱に戻りますけれども、県内3地区に再編するという趣旨でございますが、行政資源が非常に限られているという中で、最大効果を上げるために効率的・効果的な執行体制にするのだということで3地区に再編という議論ですけれども、この効率的・効果的な執行体制ということに関しましては、これまでの定員適正化の取組でございますとか、あるいは、県民局の県税でありますとか福祉でありますとか、そういった業務の一部を6県民局から1県民局に集約させるとか、そういったさまざまな取組をしてございまして、効率的・効果的な執行体制の構築という観点の所期の目的は一定程度達成されている状況にあると我々は考えてございます。今後の県民局の再編に係る検討にあたりましては、こうした所期の目的が達成されているという状況を踏まえるとともに、先ほど来ご意見をいただいております県民局がいろいろな連携でございますとか、県民サービスを住民に近いところで果たしてきている、そういった役割などを踏まえた上で、改めて先ほど基本計画の中でも地域別の振興計画もあったようでございます。そういった地域の特色に応じた地域づくりの対応、それから、行政サービスの維持確保、住民の利便性、そういったものに十分配慮した上で判断していきたいと考えてございまして、本日のさまざまご議論も踏まえて、今後とも引き続き鋭意検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

遠藤委員長

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。では、財政課長、よろしくをお願いします。

仲財政課長

3委員から、選択と集中、重点化のお話で、大事なものが一方で捨象されるのではないかというご指摘があったかと思うので、それについて、少し考え方というか、こちらで考えていることをお話ししておこうかと思います。

この行財革、前回、さらに遡ると、財革プランがスタートしたとき、端的に言えば、県にお金がないという状況だったわけです。その中で、どのように我々が行政サービスを行っていくかということで、集中化していきましょうということなのだと思えます。財源がいくらでもあれば、例えば、1億円あれば、県民の皆さんに配ろうと思っても、100万人とすると1人100円しか配れないわけです。毎月配ろうと思ったら単純に12倍して12億円用意する必要があるし、そうでなければ、1カ月10円しか配れない。そういった世界で、誰もかれもにただお金を配るということを考えるのであれば、いたずらにコストがかかるという中で、必要な各分野、さまざまなものがありますが、その中でどのように効率的なお金の使い方をしていくのか。これは税を集める上でも、納税していただく方への説明責任と

どうか、大事なことなのだろうと思います。

「選択と集中」という意味については、財源をどのように使っていくかというところでは、全体の話、マクロで見ると、闇雲にはやはり使えませんよね、大事なところに使っていきましょうというのが大きな話としてあるわけですが、ミクロというか個別のところを考えていくと、お金の使い方の多少という「効率」的なものもありますが、我々がよく使っている意味はもう一つあって、「効果」的な使い方をしたいというものです。それはお金だけではなくて、人的なりリソース(資源)とかも含めてですけれども、同じ政策目標に対して、各部局で一斉に何かやって、それでリソースを使い切ってしまうよりは、一番効果的なやり方は何かということを見極めたり、各専門的な知識があるのであれば、各部局で連携した上でやっていくべきではないかというような形での効率的・効果的な方法を探るといっても「選択と集中」、これは重点化というふうに言い換えるようにしておりますが、そういった観点で用いているということでご説明させていただきたいと思います。

その面で言えば、西岡委員が先ほどおっしゃっていた食育というか、今回の基本計画PR版に挙がっていないのは残念だというお話をされておりましたが、実のところ、食育については生活習慣病への対策として、どういものを行うべきかというのは、ただ大人に向けて行えばよいというのではなく、子供の頃からの食生活が強くかかわってくるのではないかとということで、24年度の施策の中で教育委員会や健康福祉部等がそれぞれ担っている分野の中で子供をどう育てていくか、大人も含めたところで、健康づくりという中でどうやっていくか、手を携えてやっていくという形で政策提案し実施しております。今回たまたまこれが25年度のPR版でピックアップをされていないだけで、例えば、38ページの基本計画の各分野における政策・施策体系の中にも、ライフステージを通じた生活習慣の改善を取り上げているように主要な政策分野として、その中でいろいろな施策を行っているところです。残念ながら、今回のPR版で掲げられていないのは、もしかしたら24年度から取り組み始めているので、新規性という点で25年度から始まったものを取り上げたという形でのものかもしれません。

何が大切なもので、何が一番効果的で効率的かという視点で、我々としては少ないリソース、限られた政策的資源の中でやっていくかということを考えていくということが今回の行財革、今回というか、これまでもそうですし、これからも行財革という中で我々として取り組んでいくことだというふうに捉えております。

遠藤委員長

行財政サービスを考えるときに、選択と集中について、公共政策にはあり得ないのではないかとこの危惧もありますが、質を落とすことなく集中していく、つまり、薄く広くという時代ではどうもなくなってしまっている、そこは限られた資源をどういうふうに効果的にサービスを展開していくかということになります。大胆に選択と集中をしますが、そこは行政サービスの質を絶対に落とさないということだと思います。だからこそ、住民本位に、市民の人たちが取り組む。それがなかなかできない場合に行政がインフラをつくる、サポートする。そして協働を重視することだと思います。そういう観点からやっていただく必要があるのかと思います。そういう意味では、健康福祉とか人材育成、非常に重要な分野だと思いますし、先ほどのビジョン、すばらしいビジョンができ上がっていると思いますので、そこに向けた選択と集中ということだと思います。ありがとうございます。

よろしいですか。では、そろそろ時間がまいりました。なかなか時間がない中でのご議論ありがとうございました。今回は資料3の新たな行財政改革の基本的な考え方、この内容の妥当性ということについてご議論していただいたわけです。さまざまな論点が出されてきました。ぜひ一人一人の県民の気持ちを酌んで、行財政改革に反映させていきたいと思っております。文面自体はよくできていると思っておりますので、あとは魂をどう入れるかということになってくるかと思っております。

それでは、そろそろ時間となりますので、次回以降、本日説明があった基本的な考え方に基づいて策定される新たな行財政改革大綱の審議を行っていくこととなります。委員の皆様、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様には今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。以上で審

議を終了いたします。

(5 閉会)

司会

ありがとうございました。

最後に、行政改革・危機管理監よりご挨拶申し上げます。

小笠原行政改革・危機管理監

委員の皆様には大変長時間にわたるご議論、ありがとうございます。この委員会、大変タイトな委員会でございます。毎回多量の資料をお送りして事前に目を通してほしい、あるいは、事前に質問を出してほしいということで、なおかつ、委員会の場でもみっちり議論していただく、大変なご負担をいただいているわけですが、やはり県の施策を進める上に当たっては、今回担当のほうでも説明いたしました新基本計画をどうするのか、それを裏支える行財政の体制をどのようにしていくのかというのは非常に大事なところでございます。

今回のご議論も、そういった両方関連することでございますので、直接の行財政改革大綱に反映できるものと、新計画のほうに振らなければならないもの等がありますけれども、我々はその辺を整理して、今、委員長から魂を入れていく作業だというお話がありましたけれども、そういった意味で、もっと肉づけをしたものをお示して、またご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。本日は長時間ありがとうございました。

司会

これをもちまして、本日の委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。